

特別支援教育（高）

障がいについての基本的な理解のもとに、生徒一人一人のこれまでの学びの場を考慮し、教育的ニーズに応じて、生徒が個々の学習や生活に必要な事項に対する学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう指導・支援の充実に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 安心な学校づくりやわかる授業づくり等の予防的な支援や特別な支援が必要な生徒の早期発見に努める。</p> <p>(2) 校長のリーダーシップの下、生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。</p> <p>(3) 校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(4) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の各分掌と連携したケース会議等を開催し、支援が必要な生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、(実践、)評価、改善を行う。 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーの活用を図る。</p> <p>(5) 共生社会の形成に向けて、各教科、総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動やボランティア活動等を通して、生徒が障がいや特別支援教育に対する理解を深められるようする。また、家庭や地域に対しても、障がいに対する理解や特別支援教育に関する継続的な理解の啓発に努める。</p>
<p>2 生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 生徒の教育的ニーズを三つの観点（①障がいの状況等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供する。</p> <p>(2) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行う。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等の関係者、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の教育的ニーズを把握する。また、支援や配慮が必要な生徒については、本人・保護者と合意形成により合理的配慮を提供するとともに、個別の教育支援計画の作成・活用に努める。</p> <p>(4) 関係機関と連携し、一貫した指導と支援を行うために、入学時や進級・進学・就職時等には、学校間や担任間、担当間で個別の教育支援計画を活用しながら適切な引継ぎを行う。</p>
<p>3 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。</p>	<p>(1) 前述の高等学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、個別の教育支援計画に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする生徒へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。</p> <p>(2) 個別の教育支援計画や各教科等の年間指導計画を基に、個別の指導計画の作成・活用に努め、日々の指導や支援にあたる。</p>

	<p>(3) 生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し、実践する。</p> <p>(4) 学びの場の連続性を重視した対応として、障がいのある生徒については、進学時や卒業後の引継ぎなどを丁寧に行い、個々の生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《通級による指導》	
<p>1 生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。</p> <p>2 生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた目標を設定し、年間指導計画を作成・活用する。</p> <p>3 生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた授業の充実に努める。</p> <p>4 指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特に必要がある場合は、生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、自立活動を取り入れた特別の教育課程を適切に編成し、生徒一人一人の力を最大限に伸長できるように努める。</p> <p>(1) 年間指導計画は、生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「高等学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、生徒一人一人の障がいの状態、各教科等の既習事項や習得状況等について十分に実態把握をし、各教科等の教育の内容を選択し、授業時数の配当及び指導内容を作成する。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、教科担当等の複数の教職員により、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用する。</p> <p>(1) 生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるように、自立活動の時間の指導はもとより、学校の教育活動全体を通して、授業の充実に努める。</p> <p>(2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画等を活用して、担任等と連携し、積極的に情報を共有する。自立活動の時間の学習内容と関連を図ることにより、指導の効果を一層高めるようにする。</p> <p>(3) 特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーを積極的に活用し、通級による指導における個に応じた指導・支援の充実に努める。</p> <p>(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。</p>